



報道関係者 各位

令和7年2月7日

新潟労働局雇用環境・均等室

監理官 渡邊 稔

企画補佐 佐藤 満

(電話) 025-288-3501

令和7年2月4日からの大雪の影響による相談窓口について

新潟労働局（局長 千葉 茂雄）は、令和7年2月7日付けで新潟県東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用されたことに伴い、被災された事業場、労働者、求職者の方々からの相談に対応するため、下記の通り相談窓口を設置しましたのでお知らせいたします。

記

1 大雪の影響による相談窓口について

(1) ハローワーク新津において、次のような相談を受け付けます。

- ① 被災した事業場における労働者の雇用維持等に関する事
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険求職者給付及び就職促進給付の支給に関する事
- ③ 災害の影響により離職した労働者に対する職業紹介に関する事

＜お問い合わせ先＞

ハローワーク新津 電話:0250-22-2233

(2) 新津労働基準監督署においても、次のような相談を受け付けます。

大雪の影響に関連した労働時間・賃金・解雇等の労働条件、安全衛生、労災補償に関する事

＜お問い合わせ先＞

新津労働基準監督署 電話:0250-22-4161

(3) 相談受付時間

上記(1)～(2)の相談受付時間は平日8時30分～17時15分となります。

2 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

- (1) 雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて
- (2) 雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について

※ 詳細は別紙をご覧ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置等について

令和7年2月4日からの大雪の影響により、令和7年2月7日付けで新潟県東蒲原郡阿賀町に災害救助法が適用されたことに伴い、新潟労働局では雇用保険求職者給付の支給に関して、以下の特例措置を設けました。

雇用保険受給資格者の失業の認定日の取扱いについて

雇用保険の求職者給付を受給している方が、大雪による災害の影響により、指定された失業の認定日にやむを得ず、ハローワークに来所できなかったときは、ハローワークに申し出ることにより、失業の認定日を変更することができます。

失業の認定日にハローワークに来所できなかった方は、ハローワークにお申し出ください。

雇用保険求職者給付の支給に関する特例措置について

1 概要

この特例措置の目的は、災害によりその雇用される事業所が休業することとなったため、一時的な離職を余儀なくされた方に、雇用保険求職者給付の基本手当等を支給することにより、生活の安定を図ろうとするものです。

2 特例措置の内容

次の要件を満たす方については、雇用保険法上の失業者とみなして、雇用保険求職者給付の支給を受けることができます。

<要件>

災害救助法の適用を受ける「新潟県東蒲原郡阿賀町」に所在する事業所に雇用される方(※①)で、事業所が被災し、やむを得ず休業(※②)することとなったため、一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方。

※①雇用保険に6カ月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。

※②災害により直接被害を受け、休業止した場合が対象となります。

3 制度利用にあたっての留意事項

この特例措置を利用して、求職者給付または就職促進給付の支給を受けた方については、休業が終了し、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該休業前の雇用保険の被保険者であった期間は通算されませんので、制度利用にあたっては、ご留意をお願いします。

<お問い合わせ先>

この制度の内容や手続きなど詳しいことは、ハローワーク新津または新潟労働局職業安定課にお問い合わせください。

【ハローワーク新津】 電話 0250-22-2233

【新潟労働局職業安定課】 電話 025-288-3507